

レイアウト見本（※□…変更が必要な箇所）

CA507203

N4920

## この税金の課税の根拠等について

この「通知書」による市民税、府民税及び森林環境税の課税の根拠等は次のとおりです。

### 1 課税の根拠

「地方税法」、「森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律」、「京都市市税条例」、「京都府府税条例」の規定によって課されたものです。

### 2 納税義務者

当該年度の初日の属する年の1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し、その家屋敷等がある区内に住所を有しない個人です。

### 3 税率

#### (均等割)

	市民税	府民税
平成30～令和5年度分	3,500円	2,100円
令和6～7年度分	3,000円	1,600円

#### (森林環境税)

令和6～7年度分	1,000円
----------	--------

#### (所得割)

総合課税の所得等に対する税率

	市民税	府民税
平成30～令和7年度分	課税所得金額×8% 円	課税所得金額×2% 円

分離課税の所得等に対する税率

区分	市民税	府民税
短期譲渡	平成30～令和7年度分 7.2% (4%)	1.8% (1%)
一般の譲渡の場合	平成30～令和7年度分 4%	1%
優良住宅地等の譲渡の場合 (租特法31の2該当分)	平成30～令和7年度分 2,000万円以下の部分 2,000万円超の部分	3.2% 0.8% 4% 1%
居住用財産の譲渡の場合 (租特法31の3該当分)	平成30～令和7年度分 6,000万円以下の部分 6,000万円超の部分	3.2% 0.8% 4% 1%
株式等の譲渡所得等	上場株式分等 一般株式分等	4% 1% 4% 1%
上場株式等の配当所得等	平成30～令和7年度分	4% 1%
先物取引の雑所得等	平成30～令和7年度分	4% 1%

市民税及び府民税欄の( )内は、国・地方公共団体等に譲渡した場合の税率です。

- 所得税の住宅借入金等特別控除の適用者のうち、所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある場合、翌年度分の住民税(所得割)から控除されます。(ただし、上限があります。)
- 65歳以上で公的年金に係る市民税・府民税・森林環境税については、原則、公的年金から特別徴収されます。

### 4 特別徴収税額の普通徴収への繰入れ

特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合は、その額は普通徴収の方法によって徴収されます。

### 5 延滞金

納期限までに納付されないと、税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年8.7% (令和7年中)。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年2.4% (令和7年中) の割合※を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。

※ 令和8年1月以後の期間については、上記の割合は、銀行の短期貸付けの平均利率を基に財務大臣が告示する割合に応じて、変更される場合があります。

### 6 滞納処分

督促状を発した日から起算して11日目までに納められないと、財産の差押えなど滞納処分が行われます。

### 7 不服の申立て

この処分について不服がある場合は、この「通知書」を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、審査請求書は、京都市市税事務所市民税室に提出してください。

#### (減免について)

失業や災害等の一定の要件に該当する方は、納期限までに申請をされると減免を受けられる場合があります。詳しくは、京都市市税事務所市民税室へお問い合わせください。

#### (市税の納付場所)

○京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所、右京区役所京北出張所  
○指定金融機関及び収納代理金融機関(ゆうちょ銀行直営店及び郵便局を除く。)

(全国の本店・支店・出張所で取り扱います。)

○近畿2府4県の区域内に所在する、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局(京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)

○京都市が指定するコンビニエンスストア

※ 金額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは使用できません。

#### (口座振替の取扱い)

○新たに口座振替をされる方は、納付書と預貯金通帳・通帳届出印をお持ちのうえ、お取引の金融機関へお申し込みください。お申し込み方法等の詳細は、京都市ホームページ(京都市情報館)にアクセスし、サイト内検索で「市税の納付 口座振替」と検索してご確認ください。

○過年度調定分(通知書表面に「過年度 年度相当分」と記載されているもの)については、口座振替の取扱いを行いません。

#### (クレジットカード・ネットバンキングでの納付方法)

京都市ホームページにアクセスし、サイト内検索で「市税納付サイト」と検索していただくと案内ページへのリンクが表示されます。(クレジットカードのご利用に際し、所定のシステム利用料が必要です。詳しくは「市税納付サイト」でご確認ください。)

※ 金額が30万円を超える納付書は、使用できません。

#### (スマートフォン用決済アプリ(PayPay、PayB、ファミペイ、au PAY、d払い)での納付)

アプリを起動し、納付書表面に記載のコンビニ用バーコードを読み取ることにより納付手続ができます。詳しくは京都市ホームページにアクセスし、サイト内検索で「市税の納付 スマホアプリ」と検索してご確認ください。

※ 金額が30万円を超える納付書は、使用できません。